

NPO法人CPAO役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人CPAOの役員報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人の役員報酬は、理事会によって決定する。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬は、各事業年度に支給する報酬の総額を12で除した金額を毎月25日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤以外の役員が法人の事業運営のために業務にあたった場合は、当月分の報酬を翌月15日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の改定は、令和5年1月30日から施行する。